

第23期第10回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成30年3月26日(月曜日) 15:45～16:27

(2) 会議の場所 リーガロイヤルホテル新居浜 桜の間

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第18番	松本勝美
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫
第9番	矢野重明		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第17番	渡邊勝俊
推進委員	第2番	岡田充
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	鴻上幸広	事務局次長	横川俊彦
農政係長	山之内奈緒美	主事	池田有里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

議案第1号 平成30年度新居浜市農業委員会活動計画について

議案第2号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第3号 農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について
報告事項



15時45分開会

○横川事務局次長 御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員18人・推進委員13人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

それでは、ただいまから、第10回 新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

我々、23期の委員活動も、7月からスタートいたしまして、8か月が経過いたしました。農業委員会制度が改正になりまして、農業全体が抱える問題としてある耕作放棄地対策として、新しく推進委員が設置されるようになりました。農業委員19名、推進委員15名の34名でスタートいたしました。8月の農地パトロール、そして、年末年始のお忙しい中で行っていただきました農地基本台帳調査と色々ご意見を聞いていただいたと思います。その中で、耕作放棄地問題を少しでも解消できるように、皆さんのお力をお貸しいただけたらと思います。残り約2年半という任期ではございますが、どうぞ新居浜市農業の発展に御尽力頂きますよう、よろ

しくお願いいたします。

最後になりましたが、本日の総会の議題につきましても、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。

次に、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において山下元委員さんと石山敏夫委員さんを指名いたします。御両名よろしくお願いいたします。

それでは、議題に移ります。本日の議題は、議案が3件、報告事項及びその他となっております。

それでは、総会資料の1ページをご覧ください。議案第1号の「平成30年度新居浜市農業委員会活動計画について」を事務局から提案説明をいたさせます。

○鴻上事務局長

議案第1号 平成30年度 新居浜市農業委員会活動計画について、農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務に伴う、平成30年度新居浜市農業委員会活動計画について当会の決議を求めます。

平成30年3月26日提出

新居浜市農業委員会会長 藤田 幸正

続きまして、提案説明をいたします。

総会資料2ページをご覧ください。

まず、第1、活動方針でございます。日本の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣による農作物被害に伴う営農意欲の減退、荒廃農地又は遊休農地の増加など、農業・農村を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、本市においても改正農業委員会法の施行により、農業委員と農地利用最適化推進委員が選出され、第23期農業委員会が昨年7月に発足し、これまでの所

掌事務に加え、担い手に対する農地の利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消対策、新規参入の促進が大きな使命となりました。

農業の様々な問題について、本市農業委員会は、関係機関・団体等と一体となってこれらの取り組みを推進していくとともに、農業・農業者の利益代表機関としての役割をさらに発揮し、本市農業の発展・振興に資するよう積極的に活動します。

次に、第2、具体的活動の内容でございますが、4つの活動の柱を掲げております。

まず、1の地域農業振興活動につきましては、農業委員会活動事業として、所管業務の適正な推進、組織の再編整備、そして農業者年金事業の円滑な推進や振興活動でございます。

次に、2の農用地利用調整活動につきましては、農用地利用調整活動事業、農地の流動化促進、農地情報管理システム整備事業の整備事業でございます。

次に、3の農業経営改善活動につきましては、農業後継者組織支援事業及び認定農業者制度普及事業における改善活動でございます。

最後に、4の農業委員会情報活動につきましては、農業委員会情報宣伝事業及び全国農業新聞の普及拡大事業の情報活動でございます。

以上、活動の項目のみを申し上げ、事業の具体的な内容は省略させていただきました。恐れ入りますが、事業内容につきましては、各委員さんそれぞれでお目通し下さいますようお願いいたします。

次に、総会資料4ページをご覧ください。

第3、「平成30年度活動の重点項目」でございますが、3つの項目を重点項目といたしております。

まず、1、農地法関係の適正な運用についてでございますが、優良農地の確保とその有効利用を図るため、農地転用の業務や農地の権利移動について適正・的確な執行に努めるとともに、毎年1回の利用状況調査を関係機関と連携して実施し、地域の農地の実態把握と耕作放棄地の発生防止・解消、無断転用の早期発見について努めます。また、日頃からの地域の農地パトロールの実施に努めます。

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用の最適化に向けた農地の利用調整を図り、1人当たり1年間に1筆以上を目標とし、農地の利用調整活動を事務局と協力して取り組みます。

次に、2の農政活動の推進につきましては、新居浜市の直面している農政の諸問題について、調査、研究を行い、関係機関と連携して新規就農者への支援や担い手の確保・育成、耕作放棄地解消の具体的な活用方法、有害鳥獣対策、地産地消の推進として、農産物直売所や学校給食への新居浜産農産物の安定供給に積極的に関与し、市長に対しての意見の提出に結びつくよう努めます。

次に、3の景観形成作物取り組み事業につきましては、遊休農地解消対策の一環として、市内3ヵ所の遊休農地で実施している景観形成作物の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児等が自然とふれあう場としての活用を図り、農地性の維持、地域の景観保全に努めていくというものでございます。

以上で平成30年度の活動計画の説明を終わります。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました平成30年度新居浜市農業委員会活動計画についてでございますが、農業委員会系統組織等との整合性を考慮しつつ、役員会で検討いたしまして立案したものでございます。何か御意見、御質問などございませんか。

近藤委員、どうぞ。

近藤委員

はい、3の平成30年度活動の重点項目の1の中で、1人当たり1年間に1筆以上を目標とし、とありますが、何か具体的な案はありますか。

藤田会長

こちらは系統組織との整合性を考慮しつつ、愛媛県農業会議でも、1-1-1運動に取り組もうという話が出ております。

○鴻上事務局長

全国農業会議から推奨されました内容といたしまして、農地利用最適化推進1-1-1運動というものがございます。これに基づきまして、新居浜市農業委員会でも事業を進めていく予定でございます。主旨や目標もございまして、委員の皆様にはまたお渡しいたします。運動の主体は、農業委員会と農業会議、行政、新居浜市でいいますと、農林水産課、JAグループ、農地中間管理機構関係団体等々が当たるようになっております。具体的な実施時期につきましては、平成29年度からすでに始まっておりますが平成31年度までの3か年となっております。中身につきましては、また資料を提供させていただきたいと思っております。以上です。

藤田会長

地域で耕作放棄地になっていたりする場所を、集約化・集積化をして、担い手の方に頑張ってもらいたいというような運動でございます。そういったことで、皆様方には1年間に1筆ずつでも努力していただきたいという事でございます。詳しい内容につきましては、先ほど事務局長がおっしゃられたように、また配布させていただきます。

御質問がないようですので、この活動計画について決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第1号 「平成30年度新居浜市農業委員会活動計画について」を決定とさせていただきます。

続きまして、総会資料5ページをご覧ください。議案第2号の「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

○鴻上事務局長

議案第2号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務に伴う、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について当会の決議を求めます。

平成30年3月26日 提出

新居浜市農業委員会会長 藤田 幸正

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動について、役員会で話し合いをし、作成いたしました。

総会資料6ページをご覧ください。

まず、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、平成29年3月24日に開催しました第22期第10回総会において決定した平成29年度の目標及び活動計画についての点検と評価となります。

まず、1、農業委員会の状況について記入しております。次に7ページから10ページ、2、担い手への農地の利用集積・集約化、3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、4、遊休農地に関する措置に関する評価、5、違反転用への適正な対応となっております。内容としては、現状及び課題、平成29年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、目標及び活動に対する評価になっておりま

す。続きまして、11ページから13ページをご覧ください。
6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検として、1、農地法第3条に基づく許可事務、2 農地転用に関する事務、3、農地所有適格法人からの報告への対応4情報の提供等になっております。

続きまして、13ページをご覧ください。

7、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、
8、事務の実施状況の公表等について記入しております。

続きまして、14ページをご覧ください。

ここからは、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

平成29年度に作成した目標及び活動計画は、経済部農林水産課が策定している、新居浜市農業再生協議会に係る目標と数値を基準として作成しており、平成30年度目標及び活動計画につきましても、これに準じて作成しております。

農業委員会としては目標が達成されるよう、農林水産課及び新居浜市農業再生協議会と協力して推進していくことになります。

1、農業委員会の状況について記入しております。

次に、15ページをご覧ください。

2、担い手への農地の利用集積・集約化について、現状及び課題、平成30年度の目標及び活動計画、3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、現状及び課題、平成30年度の目標及び活動計画を記入しております。

16ページをご覧ください。4、遊休農地に関する措置について、現状及び課題、平成30年度の目標及び活動計画、5、違反転用への適正な対応について、現状及び課題、平成30年度の活動計画について記入しております。

提案説明は以上ですが、今後の予定としましては、只今説明しました平成29年度の目標及びその達成に向けた活

動の点検・評価と、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を新居浜市ホームページに掲載することになります。

以上で提案説明を終わります。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございますが、役員会で検討いたしまして立案したものでございます。何か御意見、御質問などございませんか。

合田委員、どうぞ。

合田委員

違反転用について伺います。資料をみると、幸いなことに、平成29年度は違反転用がなかったが、現在まで積み重なった違反転用面積が、現在51ヘクタール余りが違反転用となっているとあります。これは、30年度もこのままにしておくということでしょうか。本来、あつてはいけない違反転用であるが、どうしようもないので、このままなんの措置もとらないのでしょうか。目標とするなら、この数字から少しでも減らした数字を目標とすべきではないのでしょうか。

○山之内係長

今ある違反転用の数字である51.8ヘクタールという数字は、農地係から出てきた数字で、先ほど合田委員さんがおっしゃられたように、積み重なってきた違反転用の数字と聞いております。今、発覚しているのがこの数字で、今まで転用等が出てきた時に小委員会等開いて解消できている数字だと認識しております。今回の目標としては、今までと同じ、違反転用0という事で、同じ数字の51.8ヘクタールという数字をあげております。

藤田会長

他にございませんか。御質問がないようですので、この活動計画について決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第2号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を決定とさせていただきます。

続きまして、総会資料17ページをご覧ください。議案第3号「農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について」を上程いたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

○山之内係長

議案第3号 農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について

農地法第3条第2項第5号の規定する所掌事務に伴う、平成30年度下限面積（別段の面積）の設定について当会の決議を求めます。

平成30年3月26日提出

新居浜市農業委員会会長 藤田 幸正

続きまして提案説明をいたします。

総会資料18ページをご覧ください。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が下限面積の設定を行うこととなりました。

また、平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員会の適正な事務実施について」（農林水産省経営局長通知）により、下限面積は毎年見直しを行うよう通知がなされ、愛媛県からも毎年度、見直すよう指示がありました。

そこで今回、平成29年3月24日の第22期第10回総会で制定いたしました下限面積30アールについて変更の必要がないか、下限面積の判断基準法令や農地法施行規則第17条に基づき見直しを行うものでございます。

総会資料19ページをご覧ください。

平成30年農地基本台帳登録申請書による経営耕地面積に当てはめると、経営耕地総面積が9万4,231アール、総農家数が2,620戸、経営耕地面積の区分が20アール未満では34.5%、20アール以上から30アール未満で

は56.8%であることから、農地法施行規則第17条における概ね総数の100分の40を下らないという内容に従い従来どおり下限面積は、平成30年度も30アールといたしたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。議案第3号「農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について」ただ今、提案説明がありました。このことについて何か、ご意見ご質問等ございませんか。

藤田会長

御質問がないようですので、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

藤田会長

御意義なしと認めます。よって議案第3号「農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について」を決定とさせていただきます。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

報告資料の1ページをお開き下さい。平成29年4月から、平成30年3月までの業務について報告いたします。資料中、平成29年11月24日開催の第6回総会において、ご報告いたしておりますので、今回はそれ以降ご報告させていただきます。

まず、（1）会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月開催されており、11月は28日、12月は14日、1月は26日に、東京第一ホテル松山で開催され、私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

2月6日に、平成29年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会がにぎたつ会館で開催され、私が出席いたしました。

3月22日に、平成29年度ブロック別農業委員会会長並びに事務局長会議が今治国際ホテルで開催され、私と事務局

長が出席しました。

なお、イの会議の内容につきましては、役員会を1月5日、3月5日に開催いたしました。

次に、2から4ページには、(2)総会及び農政関係報告、(3)農地関係報告を記載しておりますが、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、5ページのイの農地の権利移転・設置状況、6ページのウの農地の転用取扱状況につきましても、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明状況につきましては、相続税1件でした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては、農地法適用除外証明20件、転用確認書交付証明42件、農業用施設証明13件、競売適格証明0件、その他諸証明30件でした。

最後に、カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。以上で会長報告を終わります。

次に、報告事項(4)事務局報告に移らせていただきます。事務局よろしくお願いたします。

○横川事務局次長

それでは、報告資料の7ページをお開きください。

報告事項の(4)、事務局報告をいたします。まず、ア自作農特別会計事務取扱状況でございますが、これは農業委員会が徴収し、国へ納めている、国有農地の使用料でございます。

農地等貸付使用料が46件・82,842円、宅地等貸付使用料(転用貸付)が0件で、計46件・82,842円となっております。

次に、イ 農業者年金加入状況でございますが、平成30年3月1日現在で、被保険者は1人です。受給権者は、老齢年金が28人、特例老齢年金が1人、経営移譲年金が7人でございます。

以上で事務局報告を終わります。

藤田会長

ただいまの報告事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

藤田会長

他に御質問等はありませんか。

(なしの声あり)

藤田会長

御質問がないようですので、次の、その他に移らせていただきます。報告資料8ページにありますように、農業者年金につきましては、平成29年度の目標数2名に対し、新規加入者は、おりませんでした。

新居浜市の場合、専業農家で60歳未満という条件に合う対象者が少なく、新規加入者の獲得が非常に難しい状況ですが、委員の皆さんも地元での加入推進をよろしく願いいたします。

以上、その他につきまして、何か御質問等はありませんか。

(なしの声あり)

藤田会長

以上をもちまして、第10回新居浜市農業委員会 総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員